

No	項目	質問	回答
1	制度全般	外国人建設就労者受入事業とは何か。	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議（平成26年4月4日）においてとりまとめられました。 具体的には、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国し、受入企業との雇用関係の下で建設業務に従事することができることとし、あわせて、受入れに当たっては、賃金不払いや不法就労などの問題が生じないように、受入れを優良な監理団体や受入企業に限定する等の新たな特別の監理体制を構築するものです。
2	制度全般	外国人建設就労者の在留資格は何か。	外国人建設就労者の在留資格は「特定活動」（入管法別表第1の5の表の下欄の法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動）です。
3	制度全般	外国人建設就労者はどれくらいの期間日本に在留することができるのか。	外国人建設就労者が本邦に在留できる期間は以下のとおりです。 （1）建設分野技能実習に引き続き国内に在留する場合 2年間 （2）建設分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した場合 ①帰国後1年を経過しないうちに再入国する場合 2年間 ②帰国後1年以上経過した後に再入国する場合 3年間
4	制度全般	対象となる職種は何か。	外国人建設就労者受入事業が建設分野に限定した事業であることに鑑み、「建設分野技能実習」の対象職種及び作業は、建設分野に関係する職種及び作業に限定しています。 具体的には、告示別表第1において24職種36作業と定めています。
5	認定申請 (共通)	特定監理団体や適正監理計画の認定要件は何により定められているのか。	「外国人建設就労者受入事業に関する告示」及び「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」において定められています。 なお、特定監理団体の認定要件については、告示第4の2及びガイドライン第5章の4において定められています。 また、適正監理計画の認定要件については、告示第5の2及び第6章の5において定められています。
6	認定申請 (共通)	特定監理団体認定申請、適正監理計画認定申請の提出先はどこか。提出方法は。	「国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課外国人建設就労者受入事業担当」まで提出してください。 提出方法は郵送・持参のどちらでも構いませんが持参の場合は事前にご連絡の上お持ちください。
7	認定申請 (共有)	特定監理団体認定申請や適正監理計画認定申請に関する相談先はどこか。各地方に相談窓口は設置されているのか。	各地方に相談窓口は設置しておりません。 「国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課外国人建設就労者受入事業担当」までお問い合わせください。
8	認定申請 (共通)	特定監理団体認定申請と適正監理計画認定申請を同時に行うことはできるのか。	できません。特定監理団体の認定を受けてから、当該特定監理団体が受入建設企業となろうとする者と共同で適正監理計画を策定し、適正監理計画の認定を申請してください。
9	認定申請 (共通)	告示第4の2(2)に定める「外国人の受入れ又は就労に係る不正行為」とは技能実習制度における不正行為も含むのか。	技能実習制度等における不正行為(※)も含まれます。 なお、当該不正行為が技能実習又は研修の適正な実施を妨げるものであったか否かを問わず、地方入国管理局から不正行為を行ったと認められる旨の通知文書を受けている場合は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為に該当します（例えば改善指導を伴う不正行為も該当）。 ※出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる不正行為、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為、法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為並びに研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）に規定する不正行為を指す。
10	認定申請 (共通)	特定監理団体の認定を受けた後に、技能実習において地方入国管理局から不正行為の通知を受けた。このことについて外国人建設就労者受入事業における特定監理団体の認定の取消要件に該当するのか。	技能実習制度における不正行為についても告示第4の2(2)に定める「外国人の受入れ又は就労に係る不正行為」に含まれます。 告示第12の1(7)において、特定監理団体が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は認定を取り消すことを規定しており、この場合認定を取り消されることとなります。
11	認定申請 (特定監理団体)	特定監理団体認定申請の結果が出るまでの期間はどのくらいか。	申請を受理してから概ね一ヶ月半程度です。ただし、追加資料の提出や記載事項の修正がある場合は、一ヶ月半以上かかる場合があります。
12	認定申請 (特定監理団体)	特定監理団体認定申請における「常勤の職員の数を明らかにする文書」とは何を提出すれば良いのか。	「雇用保険の被保険者台帳照会の写し」等を提出してください。 生年月日等、不要な部分については黒塗りしていただいて差し支えありません。

13	認定申請 (適正監理 計画)	適正監理計画認定申請の結果が出るまでの 期間はどのくらいか。	申請を受理してから概ね一ヶ月半程度です。ただし、追加資料の 提出や記載事項の修正がある場合は、一ヶ月半以上かかる場合が あります。
14	認定申請 (適正監理 計画)	適正監理計画認定申請における「常勤の職 員の数を明らかにする文書」とは何を提出 すれば良いのか。	適正監理計画においては、本資料で受入建設企業の社会保険の加 入状況についても確認することとしています。 このため、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知 書の写し」等社会保険の加入状況が分かる資料を提出してくださ い。 【参考】外国人建設就労者受入事業に関する告示 第5の2国土交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも 満たしている場合には、申請に係る適正監理計画の認定をすること ができる。 (1)受入建設企業となろうとする者が次に掲げる要件をいずれも 満たしているとき。 ④労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
15	認定申請 (適正監理 計画)	適正監理計画の提出書類「⑥受入建設企業 となろうとする者（及び送出し機関）が、 外国人建設就労者と締結することを予定し ている雇用契約書及び雇用条件書の写し」 については何を提出すれば良いのか。 また、雇用契約書及び雇用条件書につい て、作成例はあるのか。	以下の書類をご提出ください。 ①受入建設企業と外国人建設就労者の間で締結を予定している雇 用契約書及び雇用条件書の写し ②送出し機関と外国人建設就労者の間で締結を予定している派遣 契約書の写し どちらの書類とも、契約締結前のひな形を一部提出してくださ い。 また、雇用契約書及び雇用条件書のひな形は用意しておりませ ん。技能実習等で使用されている雇用契約書及び雇用条件書を参 日本語版のほか、英語版、中国語版、ベトナム語版を作成し、国 土交通省ホームページに掲載しております（H28.2.12）。
16	認定申請 (適正監理 計画)	適正監理計画の提出書類「⑬特定監理団体 と送出し機関との間に締結された（又は締 結を予定している）外国人建設就労者受入 事業に係る契約書の写し」について、外国 語版はないのか。	
17	認定申請 (適正監理 計画)	適正監理計画の認定要件に「外国人建設就 労者の受入人数が受入建設企業となろうと する者の常勤の職員の総数を超えないこ と。」とあるが、ここでいう受入人数と は、どのような人数を指すのか。	当該受入建設企業において、ある時点において同時に受け入れて いる外国人建設就労者の数を指します。 この人数が常勤職員の数を超えてはいけません。
18	認定申請 (適正監理 計画)	適正監理計画の認定を受ける前に、外国人 建設就労者（候補者）と雇用契約書を締結し て良いか。 また、適正監理計画認定申請の際に提出す る雇用契約書は外国人建設就労者の署名が 必要か。	雇用契約書は認定後に契約する書類ですので、認定を受ける前に 契約することはできません。 適正監理計画の認定の際に提出する雇用契約書は、労働条件等を 記載したひな型を提出してください（上記のとおり契約ができな いので、署名や個々の氏名も不要です）。
19	認定申請 (適正監理 計画)	「報酬予定額が同等の技能を有する日本人 が従事する場合の報酬と同等額以上である ことを証する書類」について、受け入れる 企業に比較対象となる同等の技能を有する 日本人（3年間の実務経験を有する者）がい ない場合、どのように作成すればよいの か。	受入建設企業に比較対象となる日本人の労働者がいない場合にお いては、例えば受入建設企業の就業規程に基づき、3年程度の経 験を積んだ者に支払われるべき報酬の額を提示することや、経験 年数が異なる他の労働者や既に退職した労働者等の報酬から類推 して、根拠を提示し、作成してください。 また、必ず受入企業に雇用されている労働者との比較により資料 を作成してください。他企業の労働者との比較や統計資料（例：賃 金構造基本統計調査）を根拠としているものは認められません。
20	認定申請 (適正監理 計画)	「報酬予定額が同等の技能を有する日本人 が従事する場合の報酬と同等額以上」の考 え方について、賞与や昇給はどのように取 り扱えば良いのか。	賞与や昇給についても、日本人と同等の取り扱いとしていただく 必要があります。 適正監理計画認定申請の提出書類「⑪報酬予定額が同等の技能を 有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証 する書類」において、賞与や昇給の取り扱いについても記載して ください。
21	認定申請 (適正監理 計画)	資格手当や職務手当等について、日本人に 支給している場合は外国人建設就労者に支 給する必要があるのか。	資格手当や職務手当についても、受け入れる外国人建設就労者が 支給要件を満たしている場合は支給する必要があります。 適正監理計画認定申請の提出書類「⑪報酬予定額が同等の技能を 有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証 する書類」において、各種手当の支給条件や金額、外国人建設就 労者への支給の可否・その理由についても記載してください。
22	認定申請 (適正監理 計画)	外国人建設就労者の就労させる場所や受入人 数を変更（追加）したい場合、変更申請が必要と なるのか。	変更申請が必要になります。変更内容（変更前、変更後）及び変更理由 を記載の上、変更申請を行ってください。
23	外国人建 設就労者	告示第3の1において、外国人建設就労者 の要件として「建設分野技能実習に概ね2 年間従事したことがあること」と定めら れているが、概ね2年とはどれくらいの期間 を指すのか。	技能実習2号の活動を1年11月以上行った者であれば、「建設 分野技能実習に概ね2年間従事したことがあること」の要件を満 たすものとして差し支えないと考えます。 なお、技能実習2号の活動を行った期間が1年11月未満の場合 は、個々の事情を考慮し、個別に判断することになります。
24	外国人建 設就労者	目的が2020年オリンピック・パラリンピック 東京大会等～とのことであるが、オリン ピック・パラリンピックに関連する工事現場 でなければ従事することはできないのか。	外国人建設就労者が従事する現場については、オリンピック・パラ リンピックに関連する工事現場に限定していません。 ただし、従事する業務については、原則として技能実習において 修了した職種・作業と同一でなければなりません。

25	外国人建設就労者	例えば監理団体A、実習実施機関Bで技能実習を修了し帰国した技能実習修了者を、これらとは異なる特定監理団体C、受入建設企業Dで外国人建設就労者として雇用することはできるのか。	可能です。ただし、当然ながら対象となる技能実習修了者が所属する送出し機関と協定を締結することなど、所要の要件を満たす必要があります。
26	外国人建設就労者	外国人建設就労者の管理指導員は、実際に外国人建設就労者が従事する現場に出向き外国人建設就労者の指導を行う必要があるのか。	管理指導員については、外国人建設就労者が従事する現場も含め、指導を行うことを想定しております。 なお、管理指導員については、適正監理計画において1名ではなく複数名ご登録いただくことも可能です。
27	制度推進事業実施機関	制度推進事業実施機関とはなにか。	外国人建設就労者受入事業においては、外国人材の受入れの適正化を図るため、国土交通省が「制度推進事業実施機関」に対して特定監理団体及び受入建設企業への巡回指導等を行わせることとしています。 なお、平成27年度の制度推進事業実施機関の業務については「(一財)国際建設技能振興機構」に委託しており、具体的には特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導や外国人建設就労者に対する母国語ホットライン等の業務を実施しています。
28	制度推進事業実施機関	制度推進事業実施機関の実施する巡回指導は拒否できるのか。	制度推進事業実施機関から、特定監理団体又は受入建設企業に対して、巡回指導が行われる場合、特定監理団体又は受入建設企業はこれに協力しなければなりません。 例えば、正当な理由なく制度推進事業実施機関の巡回指導に対して非協力的な態度をとること、又は拒むことや制度推進事業実施機関からの質問に対して不誠実な回答をすること、又は回答を拒否することは、建設特定活動の適正かつ円滑な実施を妨げる行為であり、告示第8の10に定める国土交通省からの指示の対象となります。
29	制度推進事業実施機関	制度推進事業実施機関の実施する母国語ホットラインの対応言語、対応時間が知りたい。	平成27年度においては、以下のとおり実施しています。 ○中国語及びベトナム語 日曜、月曜及び木曜（10時30分から19時、休日・昼休みを除く。） ○インドネシア語 日曜及び木曜（同） ○フィリピン語及び英語 日曜（同）
30	下請指導ガイドライン関連	建設業法施行規則第14条の2及び同条の4の規定の改正により、施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に技能実習生又は外国人建設就労者の従事の状況に関する事項が追加されたが、どのように記載すれば良いのか。	施工体制台帳又は再下請負通知書を作成する必要がある工事に外国人建設就労者を従事させる場合は、施工体制台帳又は再下請負通知書の「外国人建設就労者の従事の状況(有無)」の欄に「有」を、技能実習生を従事させる場合は、施工体制台帳又は再下請負通知書の「外国人技能実習生の従事の状況(有無)」の欄に「有」をそれぞれ記載してください。 外国人建設就労者や技能実習生以外の外国人の方(例えば定住者等)を従事させる場合は、同欄については「無」と記載してください。 なお、外国人建設就労者を従事させる場合は、受入建設企業は外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインに基づき、元請企業等に対して「外国人建設就労者建設現場入場届出書」を提出する必要があります。
31	下請指導ガイドライン関連	「外国人建設就労者建設現場入場届出書」については、技能実習生も提出しなければならないのか。	国土交通省においては、平成27年4月からの外国人建設就労者受入事業の開始にあわせて「外国人建設就労者受入事業下請指導ガイドライン」(H26.12.25)を策定し、外国人建設就労者の皆様の適正かつ円滑な就労のため、外国人建設就労者の方が現場に入場する際には、「外国人建設就労者建設現場入場届出書」の活用をお願いしているところです。 今回届出書の提出をお願いしているのは、建設分野の技能実習を修了し、「特定活動」の在留資格で、技能実習に引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者」の方が現場に入場される場合のみであり、例えば定住者や技能実習生の方については、本届出書の対象ではありません。
32	適正監理推進協議会	適正監理推進協議会の事務局はどこか。監査報告書など適正監理推進協議会あての文書についてはどこに提出すれば良いのか。	適正監理推進協議会の事務局は国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課に設置しています。このため、協議会あての文書については「国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課外国人建設就労者受入事業担当」あてに送付してください。